

## 4 予 算

### (1) 構 造

地方公共団体の予算は、「経常部門」(section de fonctionnement)と「投資部門」(section d'investissement)に分かれ、さらにそれぞれ支出と収入に区分されている。

① 経常部門 経常的財政需要を対象とする。その主な支出及び収入には次のものがある。

#### ア 支出

- ・人件費
- ・小工事、物品調達及び公益事業費
- ・移転支出（社会扶助(aide sociale)、独立採算制をとる団体への補助金等）
- ・負債に係る利子の償還

#### イ 収入

- ・移転収入（経常費総合交付金等の国庫助成金）
- ・税収入
- ・事業収入及び財産収入

② 投資部門 土地・建物の取得、施設建設等の投資事業を対象とする。その主な支出及び収入には次のものがある。

#### ア 支出

- ・地方公共団体が直接行う建設整備に係る経費
- ・他団体へ交付する建設整備補助金
- ・負債に係る元本の償還

#### イ 収入

- ・経常部門からの繰入金
- ・国からの助成金（建設整備費総合交付金等）及びその他の地方公共団体からの補助金
- ・地方債(emprunt)

③ 両部門の関係 予算の原則上、経常部門及び投資部門はそれぞれの収支が均衡しているなければならない（49頁参照）が、投資部門では、一般的に支出が収入を超過するため、その差額分を経常部門からの繰入金によって補填する。経常部門では、この差額分を投資部門への繰出金として計上し、収入を調整することによって均衡が図られる。

なお、この繰入金は、優先的に負債の償還に充てられることになっている。

### (2) 予算の編成

予算は執行機関（市町村長等）が作成する。その際参照される資料としては、前年度決算書(*compte administratif*)等の予算に係わる公式・非公式の文書、国庫(*trésor*)に開設した地方公共団体の資金状況の分析、内務省（注）地方自治体総局が毎年作成する指標集([*Guide des Ratios*])等がある。

また、予算審議に先立ち、地方議会で翌年度の予算の方針(*orientation budgétaire*)について討議することとなっているが、これによって優先事業等予算編成の目的が定められる（現行法はこの制度を県と州のみに適用しているが、現在国会で審議中の改正法案では1万人以上の市町村にもこの制度を導入しようとしている）。

（注）「内務省」(*Ministère de l'Intérieur*)；フランスの地方行政及び警察行政を所管している官庁。

### （3）予算の原則

ア 包括性(universalité)の原則 「包括性の原則」とは、地方公共団体の予算見積表には、当該団体の収入及び支出の全部が盛り込まれていなければならないということである。ただし、独立採算制で法人格を持たない事業体（公社(*régie*)等）に係わる収入、支出分は本予算から切り離され(*débudgetisation*)、別途、付属予算(*budget annexe*)として編成される。

イ 単一性(unité) の原則 「単一性の原則」とは、全ての収入・支出を单一の予算見積表に包含させることをいう。ただし、当初予算を修正する補正予算が組まれるのが通常であり、また、前述の付属予算も行われている。

ウ 単年度(annualité) の原則 「単年度の原則」とは、1年度（1月1日～12月31日）ごとにただひとつの予算見積表を調製することをいう。ただし、年度の途中での補正は通常行われている。また、経常部門の場合、翌年度の1月1日から同月31日までは、「補足日」(*journée complémentaire*)として予算の執行期間に含まれ、当該年度末までに契約が行われたものは、この期間に支出命令を行い、支払うことができる。

エ 特定(specialité)の原則 「特定の原則」とは、予算は特定の目的のためにのみ執行できるものとすることをいう。ただし、予算の編成は、公会計の原則に従って予算執行上の最小区分である節(article)ごとになされるが、採択は、節ごとに行う旨決定しないかぎり、章(chapitre)ごとになされるため、議会が使途を特定しないかぎり、収入・支出命令者（46頁）は同一章内での流用を行うことができる。この権限は、市町村の場合は制限がないが、県及び州の場合には、章ごとの配賦予算額の5分の1に限られている。

### （4）予算の採択

市町村、県及び州の間で採択の方法の差異はほとんどない。

ア 市町村 市町村長が、助役、執行部局の協力を得て編成した予算案は、通常、議会の予算委員会で審議された後、本会議で採択される。

予算案は、国が交付金、地方税課税標準等に関する情報を3月15日前までに通知しなかった場合を除き、原則として3月31日までに採択されなければならない。ただし、議会議員の選挙がある年は、4月15日まで延長される。

\* パリ、マルセイユ及びリヨンについては、1982年12月31日の法によって、大都市行政を住民にとって身近なものとするべく、「区」(arrondissements)が設定されたが、これらの区の予算については市町村議会で採択される。

イ 県・州 上記アの制度のほか、県・州のみに適用されるものとしては次の2つがある。

(7) 予算審議に先立つ2月前に翌年度予算の方針について議会で討議されなければならない（上記(2) 参照）。

(4) 予算案は、予算審議にあたられる最初の会議の開会の少なくとも12日前までに、各議員に送付されなければならない。

ウ 広域行政組織 市町村に適用される規則に従って、広域行政組織の管理・運営を行う委員会又は理事会の長が予算を編成し、同委員会又は理事会がこれを採択する。

予算案の採択に当たって、法律上、実態上の制約（例：収支均衡の原則（49頁）、義務的経費の計上（49頁））のため、議会の裁量に任されている部分は限られているが、そのうち重要なものとしては次のものがある。

(7) 地方税率の決定

(4) 公営サービス料金の決定（ただし、都市旅客輸送および学校食堂の料金は除く）

(ウ) 地方債による収入の変更（ただし、例外については37頁参照）

#### (5) 予算の執行

予算の執行にあたる機関に関しては、わが国と同じように支出及び収入に関する命令機関と出納機関とが分立しており、前者すなわち「（収入・支出）命令者」(ordonnateur)は地方公共団体の執行機関（市町村長等）がこれにあたり（ただし、地方税の徵収の場合は除く）、後者すなわち「会計官」(comptable)は経済・大蔵省(ministère de l'économie, des finances et du budget)の公会計局(direction de la comptabilité public)に所属する国家公務員である。

##### ① 収入・支出命令者(ordonnateur)

ア 権 限 （収入・支出）命令者（以下「命令者」と略す）は、支出・収入の原因となる契約等の行為、債権・債務の確認及び額の確定という一連の手続きを経た後、会計官に支出命令書(mandat)または収入命令書(titre de recettes)を送付する。

支出の際、会計官が執行を拒否した場合には、理由を付して執行を命ずることができる（後述）。

イ 責 任 命令者は、決算書(*compte administratif*)を作成し、議会に提出しなければならない（なお、議会は、提出された決算書を翌年度の10月1日までに採決しなければならない）。

また、支出を拒否した会計官に対して執行命令を行った場合、会計官に代わってその責任を負う。すなわち、命令者が行った支出が不適切であった場合には、予算服務規律法廷(*cour de discipline budgétaire*)によって罰せられる。

## ② 会計官(*comptable*)

地方公共団体における会計官の主要な役割としては、予算の執行管理を行うこと、諮詢機関としての機能を果たすこと、の2つをあげることができる。

ア 予算の執行管理 会計官は、毎年度、会計管理報告書(*compte de gestion*)を作成し、2,000人未満の市町村の場合には経済・大蔵省の県単位の出先機関の長である県財務部長(*trésorier-payeur-général*)に、その他の場合には、州会計検査院（48頁参照）に提出する。

また、命令者から送付された支出・収入命令書の審査を行う。

さらに、国庫における地方公共団体の資金管理を行う。

(?) 支出 会計官の役割は、支出の妥当性(*opportunité*)を判断することではなく、その適法性(*régularité*)を審査することに限られる。

審査の結果、支出することが適法でないと判断された場合には、支払いを拒否し、理由を付して命令者に通知する。これに対し、命令者は会計官に執行命令を出すことができる。この場合、会計官は、次の場合を除き、執行を拒否することができない。

- I 予算額の不足
- II 不適切な予算科目からの支出
- III 証拠書類（請求書、見積書、受領書等）の全くの欠如
- IV 支払いの債務弁済性の欠如

(+) 収入 会計官は直接税及び諸収入の徴収を行う。

地方税は、地方公共団体に代わって国が責任をもって徴収することになっているので、この場合の命令者は、国の租税当局である。納税者の支払い不能等の理由によって税の徴収ができない場合、会計官は命令者に対し、徴収不可(*non-valeur*)の承認申請を行うことによって、当該分の責任を免れることができる。

諸収入に関しては、市町村長等が命令者である。徴収が不可能な場合

には、会計官は、徵収不可の承認を議会から得ることによってその責を免れることができる。

(ウ) 資金管理 地方公共団体が国庫に開設した口座に交付金や地方税収入の前払金等が定められた期日までに振り込まれているかどうか確認する。この口座は赤字になることが認められていないので、会計官は、支出命令が適正であり、かつ、予算上支出が可能な状態にあっても資金が不十分の場合にはその支払いを停止しなければならない（地方公共団体の資金管理については50頁参照）。

イ 諒問機関としての役割 会計官は、地方公共団体（とくに小規模の団体）に対して、諒問機関としの役割を果たす。そのうちの主なものをあげると次のとおりである。

(ア) 収入の徵収及び資金の状況について命令者につたえる。

(イ) 資金管理の最適化を図る。

(ウ) 支出命令関係書類が会計官に拒否される原因をなくす。

(エ) 地方公共団体の予算を編成する。

このうち、予算の編成に関しては、主に小規模の市町村において行われている。

#### (6) 予算に対する國の監督

予算の決定は通常の行政行為(acte administratif)の一つであり、他の行政行為と同様に國の行政監督の対象となる。すなわち、議会で採択された予算は、公表されるとともに地方長官に送付しなければならない。また、当該予算が法律に違反すると判断された場合には、地方長官又は権利・利益を侵害された者は地方行政裁判所に提訴することができる。これを受け地方行政裁判所は、予算の決定者の法的権限、決定手続き等の適法性の審査を行う。

予算に関しては、地方長官はその他の監督権限を有しているが、1982年法は司法的性質を持つ「州会計検査院」(chambre régionale des comptes)を設置し、この機関を通しての統制を行うこととした。

なお、州会計検査院（以下「検査院」と略す）は、独立した司法官から構成されており、会計検査院(cour des comptes)の一員がこれを統括している。

ア 採択された予算に関する監督 國は、地方議会において採択された予算に対し、その手続きと内容に関する監督を行う。

(ア) 採択期日の遵守 予算が法で定められた期日（46頁）までに採択されなかつた場合には、県地方長官（市町村、広域行政組織及び県の場合）又は州地方長官（州の場合）は、ただちに検査院に提訴する。検査院は、提訴後1月以内に公の勧告(avis public)をもって予算決定のための提案をおこなわなければならない。地方長官は、これに基づ

き議会にかわって予算の決定を行う。

決定までの間、支出命令者は、支払いの原因となる契約、額の確定及び支出命令を行うことができるが、経常部門の場合は、前年度に採択された予算に基づくこととし、また、投資部門の場合は、前年度予算の4分の1の範囲内で議会の承認を得なければならない。

実際には、地方公共団体が決められた期日までに予算を採択することが困難な場合がしばしばあるが、上記の手続きは、予算の決定権限の移管という重大な効果を伴うため、地方長官はほとんどこの権限を使用していない。

#### (1) 内容

I 義務的経費の計上 義務的経費に関してはその全額を予算に計上しなければならず、執行機関・議会とも裁量の余地は存在しない。

計上されていない場合、地方長官、当該地方公共団体の会計官及び利害関係を有するすべての者は、検査院に提訴することができる。

検査院は、提訴後1月以内に同経費が計上されていないこと又はその額が不十分であることを確認し、当該地方公共団体に催告する。

1月以内にこの催告が実行されなかった場合には、検査院は地方長官に同経費を予算に計上するように要請し、必要に応じて任意的経費を削減して同経費に充当する財源を捻出、するよう提案する。地方長官は、これを受けて修正された予算を決定し、執行力を付与する。

支出命令者が計上された同経費について支出命令を行わなかった場合には、地方長官が支出命令者に催告し、なお、執行されなかった場合には職権でこれを行う。

実際には、地方公共団体は、会計官を通してこの義務をよく承知しているのでこの手続きはあまり行われていない。

II 予算の均衡 予算は、「経常部門」と「投資部門」のそれぞれが、実質的収支均衡状態で採択されなければならない。

地方長官は、予算が収支均衡の状態で採択されていないと判断したときは、当該予算を受領してから30日以内に検査院に提訴する。検査院は、その後30日以内にその事実を確認し、収支均衡を確保するための提案を地方公共団体に対して行う。当該団体の議会は、この提案があってから30日以内に新たな議決によって当初の予算を修正しなければならない。

議会の議決が30日以内に行われなかった場合又は検査院が十分と判断できる収支均衡化策を含んでいない場合には、地方長官が追加の収入を計上するか又は支出を削減することによって予算を決定する。

#### イ 執行された予算に対する監督

(7) 会計管理報告書 地方公共団体の会計官又は地方公共団体が事実上の会計官と見なしている者（地方公共団体の完全な監督下にある団体の管理者）が作成する会計管理報告書については、人口2,000人未満で予算が200万フラン未満の市町村は県財務

部長へ、その他の場合は、検査院へ送付し、審査を受ける。なお、県財務部長は改めて検査院に提訴することができる。

会計官がすべての義務を果たした場合には決算確認の裁決(*arrêt de quitus*)がなされ、管理義務を免除される。反対に支出管理義務違反を犯した場合には、欠損弁済裁決(*arrêt de débet*)によって会計官に賠償責任が課される。また、会計管理報告書の作成が遅れた場合には、会計官に罰金（報告書1つにつき、1日遅れることに100フラン）が課される。

(イ) 決算書 検査院は、決算書を通して地方公共団体が管理する予算の適切な執行について確認を行う。

検査院は、その所見を地方公共団体の執行機関に送付する。これは、場合により、会計検査院の報告書の中で再度取り上げられるが、これに対し、命令者は反論する権利が与えられる。

(ウ) 欠損に対する監督 決算採択の結果、経常部門の5%以上(20,000人未満の市町村の場合は、10%)の欠損が生じた場合には、地方長官は検査院に提訴を行わなければならない。

検査院は、それから2月以内に再建の方策を当該地方公共団体に提案する。

これを受けて、当該地方公共団体の翌年度予算が検査院に送付される。

検査院が、欠損を埋めるために十分な措置をとっていないと判定した場合には、地方長官に対して新たに提案を行い、地方長官は、予算を決定し、これに執行力を付与する。

## (7) 地方公共団体の資金管理

フランスの地方公共団体の資金管理の特色を述べると次の2点があげられる。

- ① 国庫への資金預託義務
- ② 国庫からの税収の前払い

① 国庫への資金預託義務 地方公共団体及び市町村間広域行政組織等の公施設法人は、自由に処分できる資金又は支出されるまでの資金を国庫に預け入れる義務をもっている。この義務は、1811年に定められ、第五共和制下では、1959年1月2日のオルドナンス（行政命令）第18条がその法的根拠を与えている。この預託金は無利子で預けられ、国庫の資金繰りの財源となる。地方公共団体が国庫に預託することで、国と地方公共団体の金庫が統一されているが、その反面、地方公共団体には、自由に銀行口座を開設することができない、他の地方公共団体に貸付けを行うことができない、さらにはその口座を赤字にすることができない等の制約が課せられている。この義務にはいくつかの緩和措置がとられており、預金供託金庫及び貯金金庫からの地方債の収入の70%は、フランス地方金庫に利子付きで預け入れができるほか、支払いに当てられるまでの地方債収入を県財務部長の許可を得て、国債に投資すること等ができる。しかしそれらは金額的にはごく僅かである。

② 国庫からの税収前払い　国は地方公共団体の運営資金として、当該地方議会が議決したその年度の税収額分を12回に分けて、前払金として交付する。地方公共団体では伝統的にこの前払金を余裕資金の国庫への預託義務の代償とみなしているようである。地方公共団体にとっては、実際の税収とは関係なく、毎月定期的に資金を確保できる利点がある。一方国庫にとっては、税収が年度の第4四半期に集中するため、年度の前半の前払金分は構造的に赤字になること、また、実際の徴収が複数年度に及ぶため、年度末での収納率は85%から90%に止まり、未収金がかなりの額にのぼることにより、大きな財政負担となってきている。1989年度末現在の累積未収金は524億フランとなっている。

## (参考) フランスの国家財政概要

### 1 予算

#### (1) フランスの予算制度

フランスの予算（会計年度は1月より12月まで）は毎年予算法として成立し、補正を要する場合は補正予算が修正予算法の形で定められる。予算編成権及び提出権は内閣に専属し、9月に閣議決定された予算法案は10月の第1火曜日までに国民議会（下院）に提出される。国民議会で先議された法案は、採択後上院に送付される。歳入歳出とともに議決の対象となり、両院不一致の際の最終決定権は国民議会にある。国会で採択された予算法案は、憲法評議会（大統領、両院議長によって各3名ずつ任命される9名の評議員及び終身評議員である大統領経験者によって構成される憲法上の諮問機関）の審査を経て、12月31日までに大統領の審署により成立する。国民議会への提出から70日以内に議決が得られない場合は、政府案のままオルドナンスと呼ばれる一種の行政命令として施行することができる。しかし実際には、フランス憲法は政府に対して、下院に政府の信任を賭けることによって、議会の採決を通さずに法律を成立させることを認めている。従って、予算法案の賛成が議会で過半数に満たない場合にも、期日までに法として可決を得ることも可能である。なお、決算は会計検査院の審査を経て、決算法として国会で議決される。

国の予算は、一般予算、付属予算、国庫特別勘定の三種に大別される。一般予算は日本的一般会計に相当する。付属予算は、ほぼわが国の事業特別会計に相当し、行政部局による印刷、造幣、電信電話、郵便などの生産及びサービスの経理を扱い、その剩余金は一般予算に繰り入れられ、欠損もまた一般予算から補填される。国庫特別勘定とは、特別引当勘定及び貸付のための勘定を扱う。

予算の収支は、国庫への返済を前提としない資金操作に関する確定収支と、償還を前提とした暫定的な資金操作に関する暫定収支との二つに分けられる。下図の示すように、確定収支の対象となるのは、一般予算、付属予算及び国庫特別勘定内の特別引当勘定であり、その他の国庫特別勘定は暫定収支の対象となる。

図4 国家予算の内容

#### 国家予算

##### A 確定収支

一般予算

付属予算

特別引当勘定

##### B 暫定収支

商業勘定

外国政府との決済管勘定

通貨操作勘定

前貸金勘定

貸付金勘定

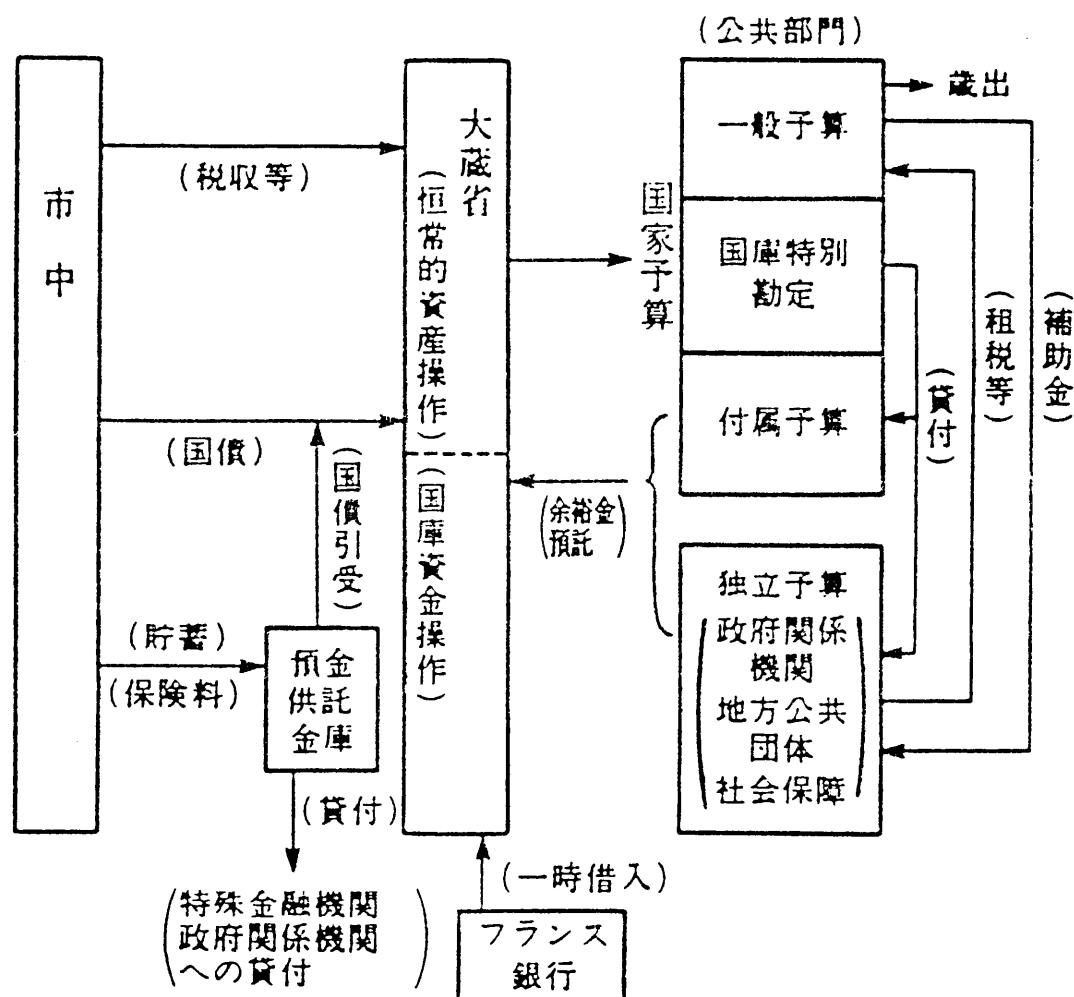
国庫特別勘定

出所 社会保障研究所編  
『フランスの社会保障』

財政赤字の補填には、国債の発行、フランス銀行からの借入れ、国庫預託金の操作の三つの方法がある。国債は、市中消化及び預金供託金庫（「(3) 地方債②引受け機関」参照）からの国債引受けによって消化される。国庫預託金とは、付属予算を有する国の部局、地方公共団体、政府関係機関等が義務的に手元金を国庫に預ける制度であり、これが財政赤字の際の国庫資金繰りの財源の一つとなっている。

以上が国家予算の概略であるが、これに地方公共団体、政府関係機関、社会保障の三つの独立予算を加えたものが、フランスの公共部門の会計を構成する。国家予算からは、これら独立予算への助成金交付や貸付が行われ、独立予算は国への納税（付加価値税等）義務を負っている。

図 5 財政資金の流れ（公共部門）



出所 社会保障研究所編 『フランスの社会保障』

## (2) 1990年度予算の概要

上記の予算制度の具体例として、1990年度予算の内訳を挙げておくこととする。ロカル社会党内閣による1990年度予算は、後述の第10次経済計画に沿って財政赤字削減に努め、総合収支赤字額を104億フラン減の902億フランとしている。歳出の編成に際しては、優先施策として①漸進的な社会的不公平の縮減（低家賃住宅建設、雇用・職業教育、最低所得支給の拡大、ODA増額等）、②EC統合への準備（教育、研究開発、文化施策等の充実）、③公共サービス刷新（文部、法務、研究・技術等の大幅定数増）に重点を置いている。歳入においては、直接税、付加価値税等の伸びを見込んでおり、地方交付金は4.3%増の1237億フランとなっている。主な税制改正としては、EC内の税制調和を配慮した付加価値税の引下げ、企業の競争力強化と投資促進を目的とした法人税や貯蓄に対する課税の軽減等が重要である。

表13 1990年度予算内訳

(単位：百万フラン、%)

	当初予算	前年度当初予算比	
<b>確定収支</b>			
〔一般予算歳出〕			
I 公債費等	137,995	17.6	
II 民事支出	851,678	4.7	
(a) 独立機関費(1)	3,492	7.1	
(b) 行政費	408,778	7.7	
(c) 国家関与費	357,424	1.9	
社会的施策費	166,075	▲ 0.0	
経済的施策費	98,104	1.7	
その他施策費	93,245	5.9	
(d) 資本支出	81,984	3.0	
III 軍事支出	230,766	4.0	
(a) 経常支出	128,666	3.9	
(b) 資本支出	102,100	4.2	
〔一般予算歳出計〕	1220,439	5.9	
IV 特別引当勘定収支戻	▲ 157	—	
V 確定収支計	1220,282	5.9	
(I + II + III + IV)			(参考)
VI 暫定収支収支戻	▲ 652	—	久保田勇夫編
歳出合計 (V + VI)	1219,630	5.5	『図説
歳入合計	1129,461	7.0	日本の財政』
総合収支戻	▲ 90,169	▲10.3	第5章 フランス
財政赤字の対GDP比	1.4%	—	

(1) 国会、裁判所等の独立機関の予算。経済、大蔵省予算の共通費に計上される。

表14 1990年度一般予算歳入内訳

(単位：百万フラン、%)

	当初予算	前年度当 初予算比	租税収入 構成比
(租税収入)			
直 所得税	261,850	7.4	19.0
法人税	161,092	19.4	11.6
接 紦与税	32,078	7.0	2.3
動産所得税	30,700	▲20.4	2.2
税 その他の直接税	40,702	12.8	2.9
間 登録・印紙及び取引所税	77,205	7.9	5.6
接 関税・石油製品内国消費税	131,277	5.0	8.6
税 付加価値税	612,223	8.5	44.4
その他の間接税	34,034	▲ 4.8	3.4
I 租税収入計	1,381,161	7.9	100.0
II 税外収入	105,237	9.2	
III 償還及び税の還付費	169,705	23.3	
IV 地方交付金	123,732	4.3	
V E C 抱出金	63,500	▲ 1.5	
VI 一般予算純歳入 (I + II - III - IV - V)	1,129,461	7.0	
(内) 純租税収入 (I - III - IV - V)	1,024,224	6.8	

(参考) 久保田勇夫編 『図説 日本の財政』 第5章 フランス

表15

## 目的別歳出の推移（当初予算）

(単位：百万フラン、%)

目的	1985年度		1987年度		1988年度		1989年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
独立機関・一般行政	97,720	23.1	109,662	23.7	114,311	24.0	118,443	24.1
教育・文化	181,982	43.0	194,450	42.1	201,328	42.4	211,458	43.1
社会・保健・雇用	14,068	3.3	15,553	3.4	15,829	3.3	16,457	3.4
農業・農村	5,127	1.2	5,396	1.2	5,635	1.2	5,941	1.2
住宅・都市計画	1,199	0.3	1,449	0.3	1,556	0.3	1,541	0.3
運輸・通信	17,508	4.1	20,136	4.4	20,711	4.4	20,674	4.2
産業・サービス	6,831	1.6	6,820	1.5	6,950	1.5	7,184	1.4
対外関係	7,240	1.7	10,835	2.3	10,440	2.2	10,204	2.1
国 防	89,091	21.0	93,827	20.3	93,925	19.8	94,975	19.3
その他	2,839	0.7	3,947	0.8	4,396	0.9	4,399	0.9
合 計	423,605	100.0	462,075	100.0	475,081	100.0	491,276	100.0

\* 出所：Annuaire Statistique de la France 1989

## 2 経済計画(planification)

フランスの経済計画は憲法により法律事項の一つとして位置づけられているが、その性格はあくまで指導的なもので、目標は掲げるものの強制行為を伴わない。国家は、税制や計画契約による優遇措置によって、民間を含めた経済活動を目標実現へと間接的に導くにとどまる。それでも、巨大な国有化部門を有する典型的な「混合経済」であるこの国では、この柔軟な経済計画をもって、他の欧米先進諸国より具体的に経済活動に介入することが可能となる。しかしながら、近年の市場経済の国際化と国家主導型政治衰退の風潮を前に、経済計画の効果と意義は弱まりつつある。

現在の第10次計画は1989年に、3年後のEC統合にむけた計画的制作の必要性を背景として成立した。雇用拡大、経済成長の促進及びインフレ抑制を目標に、教育、職業訓練、企業の研究開発促進と競争力改善、公共部門の効率性向上と財政赤字削減に重点をおいている。さらに、具体的なEC統合対策として、EC域内税制調和のための付加価値税引き下げや貯蓄税制の緩和を課題として明示している。

## 3 現政権の財政政策

1981年のミッテラン政権誕生直後には、第二次石油ショック後の景気後退と失業者増加に対処するため、公共部門による雇用創出や企業の国営化など、財政赤字を積極的に容認した財政支出拡大政策が採られた。しかしこの景気刺激策はインフレの悪化と貿易赤字の急増を招き、新政権は1年余りで、インフレ抑制と財政収支の均衡回復を目標とした財政引き締めへと180度の方向転換を行った。1983年には、正式に対外収支均衡回復策が導入され、厳しい総需要抑制策が実施されることになった。同年以降の予算はいずれもこの基本方針を貫き、さらに歳出抑制による失業者増大に対処するために、雇用対策に重点的に予算配分をおこなっている。

1986年から1988年のミッテラン社会党大統領とシラク保守連合内閣との左右共生政権下では、シラク内閣は、為替管理の自由化や国有企業の民営化等の自由化政策と積極的な減税策によって、経済の活性化を図った。

1988年のミッテラン再選を機に成立した現ロカル内閣は、前述の第10次経済計画を基調とし、1983年以来の慎重な財政政策を継承している。先の1990年度予算の項で述べたように、確実な経済成長による雇用創出と財政赤字の削減を目標におき、EC市場統合に向けて国債競争力を強化すべく、フランス・フランの通貨価値安定によるインフレ抑制や投資の促進、教育、研究開発の充実等を優先施策と定めている。

<参考文献>

- 1 久保田勇夫編「図説 日本の財政 平成2年版」東洋経済新報社, 1990年
- 2 社会保障研究所編「フランスの社会保障」東京大学出版会, 1989年
- 3 吉田雅彦「現代地方自治全集 24 外国の地方制度」ぎょうせい, 1977年
- 4 J.-F. COPÉ, F. WERNER, *Finances locales*, 1990(ECONOMICA)
- 5 E. JOSSA, I. SEMO, *Les finances locales*, 1990(LA DOCUMENTATION FRANÇAISE)
- 6 P. DEFOORT, *Précis de finances communales*, 1991(LES EDITIONS D'ORGANISATION)
- 7 J. BOURDIN, *Les finances communales*, 1988(ECONOMICA)
- 8 B. RÉMOND, J. BLANC, *Les collectivités locales*, 1989(PRESSES DE LA FONDATION NATIONALE DES SCIENCES POLITIQUES & DALLOZ)
- 9 F. DERUEL, *Finances publiques-budget et pouvoir financier*, 8ème édition, 1989 (DALLOZ)
- 10 L. DOBOUIS, G. PEISER, *Droit public-capacités*, 10ème édition, 1989(DALLOZ)
- 11 T. LAMBERT, *Impôts directs locaux*, 2ème édition, 1987(ECONOMICA)
- 12 Ministère de l'Intérieur, *Inventaire général des impôts locaux*, 2ème édition 1989(LA DOCUMENTATION FRANÇAISE)
- 13 Ministère de l'Intérieur, *Guide budgétaire communal, départemental et régional 1990*, 1990(LA DOCUMENTATION FRANÇAISE)
- 14 Ministère de l'Intérieur, *Les collectivités locales en chiffres*, 1990 (LA DOCUMENTATION FRANÇAISE)
- 15 *Fiscal 1989*, 1989(ÉDITION FRANCIS LEFEVRE)
- 16 F. P. BENOIT, *Collectivités locales V*, 1989(DALLOZ)

# 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ド ル	発 刊 日
第27号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第26号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11
第25号	米国連邦政府1992会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第24号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第23号	ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第22号	イギリス中央政府の機構　－地方団体に対する関与機構－	1991/ 1/18
第21号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7
第20号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第19号	1990年　米国中間選挙の概要	1990/11/30
第18号	米国の救急業務体制（E M S）	1990/10/ 5
第17号	ロンドンの地方行政－大ロンドンの廃止をめぐって－	1990/ 9/28
第16号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/ 8/20
第15号	英国の公共支出計画と地方団体　－予算編成手続の概要と地方団体の1990年度公共支出－	1990/ 7/30
第14号	アメリカの地方債	1990/ 6/28
第13号	英国の1990年統一地方選挙	1990/ 5/28
第12号	英国の地方財政読本（6）　－付録－	1990/ 5/28